無実の政治犯 星野さん大坂さん全国救援会

星野・大坂ニュース

2026年 11月号（第18号）

2026年11月2日 発行

◇編集・発行／無実の政治犯　星野さん大坂さん全国救援会　◇頒価200円 ◇毎月1回 第1月曜日発行 ◇会費　年間3000円
◇連絡先　〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階　◇振替口座（ゆうちょ銀行）　00140-7-635858（星野・大坂全国救援会）
◇TEL 03-3591-8224 FAX 03-3591-8226 ◇Email：hoshinoosaka@ymail.ne.jp ◇ホームページ　http://fhoshino.u.cnet-ta.ne.jp/

戦争の先兵＝東京高裁ぶっ飛ばせ

11・22反戦闘争で大坂奪還

結審を弾劾し、東京高裁に怒りのシュプレヒコール（10月22日　霞が関）

10月3日、普天間基地所属の米兵により、またしても女性殺害事件が引き起こされました。怒りに堪えません。中国侵略戦争が開始され、沖縄が最前線の戦場とされている中で、あらゆる矛盾が沖縄人民、とりわけ女性たちに襲い掛かっています。

高市や沖縄県知事・古謝は沖縄の怒りが日米安保体制に向かって爆発することを恐れ、「遺憾」「綱紀粛正」といった言葉を乱発しています。しかし高市こそ「日米同盟は我が国の外交・安全保障の基軸」と言って安保3文書改定・大軍拡・戦争を押し進めている張本人です。安保・沖縄闘争を闘った大坂正明さんを、問答無用で獄に閉じ込め続けようとしている帝国主義政府の首班です。大坂奪還の闘いは全基地撤去＝沖縄奪還、安保粉砕・日帝打倒の闘いと一つです。

11・22全国反戦集会の闘いを大爆発させ、中国侵略戦争阻止・大坂奪還の勝利を切り開こう。

北斗星

大坂控訴審の即日結審を許さない。高裁は何の審理も行わず、東京地裁判決を大坂正明さんに強制しようというのだ。密室で強制的に作り出された学生たちの「供述調書」を基にしたでたらめな判決だ。1971年11・14渋谷暴動闘争の闘いだけでなく、不屈に闘い続ける大坂さんの存在そのものに対する恐怖の表れだ▼即日結審という東京高裁の強権発動は、戦前、治安維持法で労働者階級人民の闘いを弾圧し侵略戦争の遂行を支えた裁判所の再来だ。米日の中国侵略戦争が始まる中、安保3文書改定をもって軍民一体の戦争体制を作ろうとしている高市政権にとって、労働者階級の戦争反対の闘いは階級対立を限りなく激化させるものであり、あってはならない存在なのだ▼東京高裁は自らが強行した即日結審攻撃によって否応なく人民の怒りの正面に引きずり出された。不当な弾圧への怒りは、社会に対する怒りと必ず結合して爆発する。即日結審という「闘いをやめろ」という攻撃を打ち破るのは、やはり労働者階級の反戦闘争だ▼11・22の全国反戦集会＆首相官邸デモの大高揚で社会を揺るがし、その力で東京高裁を追い詰めよう。12・21判決公判を東京高裁打倒の大闘争として闘い、無実の大坂さん奪還へ進もう。

星野・大坂全国救援会 事務局　神藤猛雄

今月の紙面

11・22全国反戦闘争の爆発を …2
出廷時の虐待行為をやめろ …3
大坂弁護団の控訴趣意書要旨 …4
証人採用を求めた弁護団の発言要旨 …5
星野国賠　上告理由書を最高裁に提出 …6
緑風出版を弾劾する／絵画展　高知 …7

大坂裁判控訴審の結審攻撃に
11・22全国反戦闘争の爆発を

大坂正明さんの控訴審裁判は10月2日、第1回公判で裁判所が弁護団の事実取調べ請求（証人・証拠調べ）の一切を拒否し、結審しました。満腔の怒りをもって東京高裁第5刑事部（鈴木巧裁判長）を弾劾します。

東京地裁が供述調書だけに基づいて大坂さんを有罪とした懲役20年の一審デタラメ判決から3年、弁護団は1000ページに及ぶ控訴趣意書と補充書を準備し、供述調書のでっち上げを全面的に暴き闘ってきました。私たち救援会も毎月の東京高裁包囲デモ、街宣、絵画展、各地での集会、デモを通じ、国家権力による反戦闘争弾圧を許さない闘いを進めてきました。全国各地で無実の大坂さんの解放を求める署名を1万筆以上集め、申し入れ行動を通じて高裁に事実調べを迫ってきました。

250人が大坂奪還へ決起（10月2日　東京高裁前）

今年8月の総会からの1カ月決戦は、無実の大坂さん実力奪還へ、徹底的に東京高裁と対決する闘いとして打ち抜きました。高裁前街宣は連日雨にもかかわらず参加者が増え続け、「大坂奪還」「高裁は事実調べを行え」「中国侵略戦争阻止」の声が一帯を制圧しました。追い詰められた裁判所が警察の出動を要請する大激突に至りました。

公判当日は全国の仲間が高裁にかけつけ、250人で東京高裁を包囲し、大坂さんとともに闘い抜きました。

東京高裁をぶっとばせ

一切の事実調べ拒否という東京高裁の姿勢は、渋谷暴動闘争を闘いぬいた大坂さんが無罪になることなど許さないという高市政権の姿勢そのものです。地裁判決は35回の公判で明らかになった大坂さんが無実であるという事実を否定するため、50年以上前に警察・検察が密室でねつ造したでっち上げ供述調書だけで事実認定を行いました。デモに参加した元少年らが法廷で違法捜査や調書のでっち上げを暴き、機動隊とデモ隊の衝突現場を写した写真のどこにも大坂さんの姿がないことが明らかになったにもかかわらずです。

東京高裁は、この一審判決のデタラメが全面的に暴露されることに恐怖し、問答無用で裁判を打ち切ったのです。

私たちは、なりふり構わず反戦闘争弾圧に加担する裁判所を絶対に許しません。「全基地撤去＝沖縄奪還、安保粉砕・日帝打倒」を今も貫く大坂さんの不屈の闘いは、今秋安保3文書改定から改憲へ、中国侵略戦争へ全力をあげる高市政権と真っ向から激突しています。裁判でも鮮明になったこの対立を徹底的に推し進め、戦争を進める帝国主義政府を打ち倒す闘いへと押し上げることが、大坂さんをとり戻す階級的な力になると確信します。11・22全国反戦集会の爆発へ全力で闘い、戦時司法を粉砕して大坂さんをとり戻そう。

階級情勢揺るがす反戦闘争で勝利へ

救援会は10月8日、結審弾劾の高裁前街宣、22日には東京高裁包囲デモを闘いました。戦時司法と徹底対決する闘いは、高市打倒に立ち上がる多くの労働者民衆の怒りと必ず結びつきます。結審への怒りを燃やし、どこまでも裁判所を追い詰めて闘い、大坂奪還へ進もう。

中国侵略戦争阻止の反戦闘争こそ、この闘いの決定的な柱です。改憲・戦争阻止！大行進が呼びかける全国各地の反基地闘争、国会闘争、反戦集会に新しい人を組織して参加しよう。

10月17日の自衛隊朝霞駐屯地抗議行動は、これまでの「申し入れ」から転換し、デモ隊が実力で基地に突入し軍事演習に抗議する激しさで闘われました。右翼の襲撃と対決しぬいた集会とデモは地域住民の大注目を集め、準備したビラが足りなくなるほど受け取られました。

階級情勢は確実に変わりつつあります。11・22全国反戦闘争で何としても階級情勢を揺るがし、中国侵略戦争阻止・大坂奪還へ全力で進もう。

中国侵略戦争阻止！　改憲粉砕、高市打倒！
全国集会＆首相官邸デモ（主催　改憲・戦争阻止！大行進）
11月22日（日）午後1時　芝公園23号地で集会
午後2時45分　首相官邸デモへ出発

★星野・大坂全国救援会は、演壇に向かって左側後方に集合してください。水色の「大坂のぼり」が目印です。

無実の大坂正明さんに対し、東京拘置所と東京高裁が〝出廷妨害〟に等しい行為を行ったことが明らかになりました。大坂さんの訴えを、10月13日付「通信97」から抜粋して紹介します。

法廷で腰縄・手錠をつけるな！　屈辱感を与えるためだけに行われる繰り返しの身体検査をやめろ！　大坂さんを特別視した悪辣な仕打ちを今すぐやめろ！　東京高裁と東京拘置所への緊急抗議・申し入れ行動に集まろう。

出廷時の虐待行為をやめろ

大坂正明さんの訴え（「通信97」抜粋）

一点目は、拘置所の居室前で手錠・腰縄を付けられてからバスに乗り、裁判所の待機室前で外されるまで、1時間半もの間付けっぱなしでいることです。さらに裁判所内では待機室前と法廷内の被告席の前の往復でも付けられます。

この手錠で一番の問題点は、法廷内で手錠・腰縄の姿をさらされることです。法廷の被告の出入口に最も近い席はメディアの記者席となっています。その記者に手錠姿をさらすと、どういう印象を与えるか推して知るべしです。

二点目は、往復のバス内での私の席は前後左右のカーテンが閉められたままだったことです。一審の際は、高速道路を走っている間は、前方のカーテンだけは開けられたのですが、今回はまったく開けられることはありませんでした。

往路のバスでは遮光カーテンだったので、暗いままです。復路は遮光ではなかったので車内は見えるのですが、外は見えません。これは外界と遮断し、ひいては人間性を摩耗させようという、非常に悪辣な処遇です。

三点目は、裁判所の待機室に着いた時、手錠・腰縄を外した直後、パンツ1枚になるまで着衣を脱がされ、衣類に金属探知器をかけたり、ポケットに手を突っ込んだりして検査することです。一審の時から毎回（真冬でも）パンツ1枚での検査を強いられましたが、私にとってこれが最も屈辱を覚える「仕打ち」です。

四点目は、裁判所の待機室で長時間待たされることです。公判開始の午後2時30分まで、実に5時間半もの間、何もすることもなく、ただ待たされるのです。座ブトンもない固い畳に座るのはつらいので、私は2㍍程の間を行ったり来たりを繰り返して何とか時間をつぶしました。まるで動物園のクマが、オリの中でわずかな空間を行ったり来たりする姿に似ています。

結審弾劾！　東京高裁包囲デモ＆申し入れ行動
11月26日（木）正午　日比谷公園霞門集合～デモ
午後2時　東京高裁申し入れ行動
出廷妨害許すな！　東京拘置所弾劾行動
12月3日（木）午前10時　小菅万葉公園集合
東京拘置所正門で抗議・申し入れ

結審攻撃にただちに反撃！
デモと街宣で東京高裁を徹底弾劾

大坂裁判控訴審の結審を弾劾し、救援会は直ちに反撃の闘いに立ち上がりました。10月8日、30人が集まり東京高裁前で街宣。10月22日は60人の結集で東京高裁包囲デモと街宣を闘いました。

大坂さんが無実であることが明白であるにもかかわらず、何の審理も行わずに裁判を打ち切る東京高裁（第5刑事部鈴木巧裁判長）に誰もが怒り心頭です。安保・沖縄闘争を闘ったが故に、問答無用で獄に閉じ込め続けようという攻撃を絶対に許さない！　中国侵略戦争に突き進む高市政権の意を体した裁判所を絶対に打倒するのだと、燃えるようなアピールが次々と発せられました。怒りあふれる街宣は人々の注目を集め、高裁前は「大坂奪還」一色に染まりました。

両日とも、救援会に対して公安警察が許しがたい挑発と妨害を繰り返す中、敢然とこれをはねのけて闘い抜きました。

中国侵略戦争をめぐる階級攻防がますます激しくなっています。大坂さんに対する司法当局の拷問・虐待行為を絶対に許さず、実力奪還へ力を尽くそう。

（上）結審弾劾！高裁包囲デモを闘う（下）高裁前街宣に大きな反響、署名も集まる（10月22日）

大坂裁判控訴審　弁護団の控訴趣意書要旨（要約）

供述調書の作成過程を調べろ！

はじめに

大坂正明さんは無実・無罪だ。原判決の最大の問題点は、事件から50年以上が経過したという本件の特殊性を唯一の理由として、原審法廷における証人らの全ての証言を「記憶の減退・変容」として切り捨て、信用性が全く欠如している検察官調書のみに依拠して有罪認定を行った、という事実認定の姿勢そのものにある。現場写真に大坂さんが写っていないことは決定的な証拠であり無視できない問題だ。

原判決の認定通りであれば、大坂さんはデモ隊の先頭部分にいたはずで、写っていなければならないはずなのに、無視して判断を回避している。大坂さんが警察官殴打に関与していないことはまぎれもない事実だ。

原判決の有罪認定は、実質的にはＡＯ証人の検察官調書に依拠している。大坂さんを「工学院大学で会った男」から「大坂正明」という固有名にまで結び付けた実質的な証拠はＡＯ証人の捜査段階での識別供述だ。有罪認定の土台であるＡＯ証人の捜査段階での目撃供述が体験記憶に基づくものといえるかどうかこそが、核心的争点だ。

これらの供述がどのように作成されたものかを明らかにする必要がある。専門家の鑑定意見はすべて、ＡＯ供述調書の信用性を根本から否定するものであり、証拠調べの必要がある。

でっち上げ調書には構造的な欠陥がある

そもそもＡＯ証人の検察官調書には構造的な欠陥が存在する。検察官調書には体験した記憶と推測とが混然一体となって記載されている。「覚えていないことについても覚えていたはずと追及され、捜査官の意図に沿った推測から供述を重ねた」とＡＯ証人自身が証言している。

原判決はＡＯ証人が検察官の問いかけの一部を否定した箇所があることを理由に「押しつけがなされる状況であったのであれば、供述調書間に食い違いが生じるはずがない」として調書全体の信用性を肯定した。だが記憶にある部分と記憶にない部分とが混在する供述の場合、危険性が高いのはむしろ記憶にない部分・曖昧（あいまい）な部分であって、記憶に残っている一部を否定できたからといって、調書全体が信用できる根拠にはならない。

捜査官にとっての核心部分、すなわち「星野や大坂が殴打現場で殴打に加わっていた」という点で各人の調書が一致し、それ以外の細部で食い違いが生じているという本件の構造は、まさにこの二重構造を裏付けるものにほかならない。

調書は体験記憶ではない

心理学の知見から見たとき、本件目撃供述には根本的な問題がある。対象とされた大坂さんは、目撃者らにとって会ったことも話したこともない未知の人物だ。本件のような強い情動を伴う一過性のできごとについての記憶は、通常、周辺情報が乏しくなることは、明確な心理学上の知見だ。目撃時から約3カ月たった後に、未知の人物の存在や言動について詳細に再現することは絶対に不可能であり、実際の体験記憶が語られているとは考えられない。

真の体験記憶だと認められるためには、供述に現れる兆候として次の5つの基準がある。

①記憶への貯蔵が可能な知覚条件と矛盾しない供述内容であること

②体験からの経過時間から推定される記憶の残存可能性に適合した供述内容であること

③できごととできごととの間の時間的な重層性が反映された供述内容であること

④その重層性が反映されていない場合は記憶の残存可能性の要件を満たす必要があること

⑤実体験であることの根拠が示されていること

ＡＯ証人の調書における供述には、この5つの兆候のすべてが欠落している。

目撃供述の捏造過程を暴く

ＡＯ証人ら5名の取調時の供述がどのように形成されていったのかを、時系列に沿って分析した。原判決は、目撃者らの供述を、デモの2日前に工学院大学で会った人物を、デモ当日の場面で思い出した記憶に基づくものであると認定したが、実際の供述の形成過程は工学院大学の目撃供述と当日の目撃供述が全く別個に語られている。両者が結び付けられたのは捜査官の想定によるものだと分かる。

（次号に続く）

控訴趣意書要旨の目次

＊はじめに
＊ＡＯ証人の検察官調書の構造的な欠陥
＊記憶の形成過程
＊ＡＯ証人の目撃供述形成過程
＊「逆行的構成」を裏付ける物的証拠と捜査官の意図
＊ＡＯ証人の知覚条件
＊写真面割の構造的欠陥
＊ＡＯ証人自身の取調べ時における記憶
＊取調べ段階のＡＯ供述の信用性に関する検察官の反論について
＊結び

神山交番前を進むデモの先頭集団に、大坂さんはいない

大坂裁判控訴審　証人採用を求めた弁護団の発言要旨

裁判所は心理学者の弾劾に答えよ

はじめに

心理学者4名の証人採用にしぼって話します。

原判決の認定は、複数の心理学者から、その判断過程が心理学的に誤っていると弾劾されています。この心理学の専門家の意見を聞かずして、あるいは、この批判に応えることなくして、各証人の供述の信用性を判断することがあれば、それは科学的知見を無視した独断であり、原判決の誤りを当審が繰り返すことに他なりません。

記憶は、符号化、貯蔵、検索という三つの段階を経て供述になります。4名に重複する内容はなく、各段階で、異なる角度から、分担して説明しています。

そもそも目撃していない

符号化段階、つまり、そもそも見えていたのか、です。AO証人は裸眼視力0・2で眼鏡を用いず、調書では後方約10㍍から大坂さんを特定したとされています。**山崎優子**准教授は、まず先行研究に基づき、既知の人物であっても後ろ姿を10㍍先から識別する判断の信用性は著しく低いことを示しました。

さらに、この状況を再現する実験を行いました。より視認条件が良いなか正しく識別できたのは、わずか14・3％。それ以上に、誤った識別をした者が多く、対象者が写真にいないときに、「いる」と答える逆転現象まで生じることを明らかにしています。

何カ月も覚えていない

次に、見たものが約3カ月後まで残っていたのか、その符号化・貯蔵された記憶が供述調書に記載されているか?というところです。3カ月という期間が記憶を大きく減退させることは様々な知見により明らかです。**森直久**教授は、3カ月経過後に作成された供述調書について、真の体験記憶に基づく供述であれば現れるはずの兆候として5つの視点を示し、調書を一文ずつ検証しました。その結果、いずれの兆候も見いだせませんでした。つまり、AO証人自身が覚えていないことも覚えていたはずだと追及される過程で、捜査官の意に沿った推測から供述を重ねていったという証言を裏付けるように、AO調書の記載は、実体験の記憶であれば存在するはずの痕跡がないのです。

記憶に残らなかったものは、後から思い出すことはできません。AO証人の供述調書は時間がたつほど詳細になっていきます。この逆転こそ、記憶ではない何かが入り込んだ証拠です。

森教授の分析は、調書のどの記載がどの観点を欠くのかを具体的に指摘するものです。裁判所が記録を読む際の物差しを示すものであり、森教授本人から説明を受ける必要があります。

記憶の起源は取調べだ

では語られた内容はどこから来たのか。**浜田寿美男**名誉教授は、長年にわたり数多くの刑事事件で供述の形成過程を分析してきた、この分野の第一人者です。調書の時系列そのものをデータとして解析しました。

AO証人の調書は、写真で特定された後に、過去の目撃場面が逆向きに組み立てられている。浜田名誉教授はこれを「逆行的構成」と呼びます。しかも同じ経過がY証人にも並行して生じ、2月12日にY証人が、翌13日にAO証人が、同じ1枚の写真を選んでいます。二人のあいまいな記憶が、同じ写真によって同時に「大坂」へ収束していったことは、それが独立した二つの記憶ではなく、共通の取調べの産物であることを示しています。

原判決は、意図的な押し付けがなかったことを信用性の根拠としました。浜田名誉教授は、取調官の想定は無理強いではなく、供述者に少しずつ沁み込むものであり、双方がそれを自覚しないと指摘しています。

写真選別は明らかな誘導

写真から選んだという手続が信頼に足るのか。**飯田諒介**氏は、国際標準に照らして、本件の写真面割りを評価しました。

警視庁公安部は、1972年1月に大坂さんの学生服姿の写真を入手しました。その1枚が、横顔と正面顔を並べた逮捕写真の中に混ぜられました。1枚だけ異質で目立つ写真です。実施者が正解を知る中で行われ、検証可能な手続の記録も残っていません。実施者が正解を知っていると誘導の圧力を高めることは、実証研究で示されています。

さらに飯田氏は、原判決のいう手がかり再生を前提にしても、写真の人物に見覚えがあるか、その人物が記憶の中の人物と同一か、という二つの判断が必要であり、本件ではそのどちらの正確さも検証されていないと指摘しています。「選ばれた」という結果から識別の正確さを推し量ることはできません。検察官の「誘導がなく自由に語っていれば誤りはない」という前提には、科学的根拠がありません。

8人の証人尋問を行え

4名の結論は一致していますが、その根拠は符号化段階、貯蔵・検索段階において、異なる角度から独立に導かれています。一人の証言で他が不要になる関係にはありません。

50年前の調書が本当に体験の記憶なのか。それを確かめるために、現在の科学が持つ最善の知見を聞くべきです。浜田、森、飯田、山崎、4名の証人尋問、そして、大坂氏の無実を明らかにする他の事実証人の採用を、強く求めます。

星野国賠　最高裁に上告理由書提出
徳島刑務所の虐待行為を許さない

星野文昭さん虐殺を許さない国家賠償請求訴訟は6月26日、控訴審でも国の責任を認めさせる判決をかちとりました。

東日本成人矯正医療センターのデタラメな術後管理が星野さんを最後的に死に至らしめたことすら認めようとせず、控訴審で「手遅れだった」「仕方がなかった」と言い続けた国の主張を完膚なきまでに粉砕しました。徳島刑務所長が星野さんの病状を更生保護委員会に伝えなかった通知義務違反も、一審に続いて認めさせ、国を上告断念に追い込む大勝利をかちとりました。

徳島刑務所を免罪する東京高裁判決許さない

しかし東京高裁も、星野さんを獄中で最も苦しめ、死に至らしめる結果をもたらした徳島刑務所の医療放置の責任について判断しませんでした。このまま終わらせるわけにはいかないと、星野暁子さんら原告3人は7月9日に上告。10月14日、弁護団は上告理由書及び上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

東京高裁判決は、徳島刑務所の行為を「死亡に至る一連の経過」と一般化しています。しかし星野さんに対する徳島刑務所の対応は政治犯に対する拷問ともいえる虐待行為、医療の放置、意図的な不作為であり、一般的な経過では断じてありません。「違法行為」などという言葉で済ますことすらできません。高裁は国家権力による「違法な」暴力を押し隠すため、独自に「違法性」を検討することを拒否し、徳島刑務所の行為について「慰謝料の算定において斟酌（しんしゃく）する」との一文でごまかしたのです。

私たちは虐殺の下手人＝徳島刑務所を免罪する裁判所を許しません。

徳島刑務所は何を行ったか

●2018年8月22日、星野文昭さんがそれまで経験したことのない腹痛で倒れ、車イスで医務室に運ばれた時、医師は「胃けいれん」という病名を付けて1日病舎で休ませただけで作業に復帰させた。
●その後も食欲不振と体重減少が続き、心配した家族や弁護団が繰り返し精密検査を行うよう要求したがこれを拒否。結果として肝臓がんが巨大になるのを放置した。
●徳島刑務所の医師は、「星野さんに関することは即日所長に報告していた」と法廷で証言している。2019年3月1日に肝臓がんを発見した後も、6日の会議で所長から「背景が複雑な人だから慎重に対処するよう」に言われたため、何も対応せず放置した。
●4月16日に東日本成人矯正医療センターに送るまで、星野さんに病気についていっさい告知しなかった。死の危険のあるボロ車で徳島から医療センターに移送した。

中国侵略戦争阻止 大坂奪還が回答だ

上告理由書においては、徳島刑務所が自らが行った健康診断で星野さんに「要医療」の結論が出ているにもかかわらず告知しなかったことは、単なる不作為ではなく仮釈放審理への影響を避けるための意図的な行為だと強く弾劾し、「憲法13条の自己決定権を侵害した」として原判決破棄を求めました。

上告受理申立理由書では、徳島刑務所の違法行為を判断の対象としなかった東京高裁の判決を徹底弾劾しました。死亡との因果関係が直接には認められなくても、著しく不適切な医療対応によって適切な医療を受ける「期待権の侵害」をうけたのだから、「独立した不法行為」として扱えと弾劾しました。被収容者は医療機関を自由に選べないため、この期待は特に強く保護されるべきだと主張しました。

高裁判決は徳島刑務所の対応を死亡慰謝料において斟酌すると述べながら、第一審と同額の慰謝料でごまかしました。新たに考慮したとする事情が金額に全く反映されておらず、完全なペテンだと突きつけました。

政治犯虐殺を許さない星野国賠上告審は、獄中医療のあり方を問う闘いであるとともに、大坂正明さんの命と健康を守り、実力で奪還する闘いと一つです。

米日の中国侵略戦争を阻止する闘い＝渋谷暴動闘争を超える内乱的闘いの爆発で反動裁判所を打倒し、大坂奪還・国賠勝利へ進もう。11月22日全国反戦闘争の成功へ全力で闘おう。

田村祐二さんを追悼する

星野・大坂全国救援会共同代表　星野暁子

田村祐二さんが亡くなった。10月12日、心筋梗塞（こうそく）だったとのことだ。田村さんには星野さん大坂さんを取り戻す会・京滋での運動を長く担っていただいた。

思い出すことが二つある。一つは私が招かれた集会に、星野文昭と同じ徳島刑務所から出所した人が参加した時のことだ。文昭と親しかったという彼も、人間関係の難しさですぐに行き詰まってしまう。田村さんが本当に粘り強く働きかけていたのを覚えている。

それから星野文昭の国家賠償請求訴訟で、第一の責任は徳島刑務所にあると確認しながら、攻撃の矛先が弱くなっていた時期があった。田村さんは全国事務局にレポートを提出し、そのことを鋭く提起した。この問題を弁護団にも話し、弁護団と全国運営委員会の合同会議を開催し、原点に返って徳島刑務所問題を位置づけることを確認した。判決の中で徳島刑務所長の責任として通知義務違反を認めさせたことに、田村さんの提起が生きていると私は思う。

田村さん、ありがとうございました。徳島刑務所の更なる責任を追及して上告しました。これと一体で大坂正明さんを取り戻します。見守っていて下さい。

渋谷暴動闘争を憎悪　でっち上げ居直る
緑風出版と小川進を弾劾する

渋谷暴動闘争の裁判資料を勝手に使い、「生成AIで星野と大坂が真犯人であることがわかった」などと豪語する小川進と、その著書『AI革命の光と闇』の絶版を拒否してでっち上げを居直る株式会社緑風出版（代表取締役高須次郎）を徹底弾劾します。

虚偽記載を居直る

小川の主張は①星野の服は水色ではなくきつね色、②大坂は現場写真に写っている、③中核派と弁護団は証拠を隠している、の3点です。国家権力すら主張しない無茶苦茶なでっち上げをもっともらしく見せるため、「AIで写真を解析した」と言い、裁判資料を意図的にねじ曲げ「渋谷暴動事件の全容」なる虚言を開陳するのです。参加者の実名をさらしてデマを並べ立て、渋谷闘争に参加していない人まで警察官殴打現場に登場させるデタラメな内容の本です。

救援会は弁護団とともに6月18日、緑風出版と小川進に抗議の申し入れを行い、具体的に47カ所の虚偽記載を指摘し検証を求めました。しかし「3つの反論」と題された小川らの回答は、自らの関心事である3項目のみ「間違っていない」と強弁し、虚偽記載を全て居直るものでした。

根拠なき主張繰り返す小川

小川は「神山交番前の写真に大坂が写っている」と頑なに主張します。しかし、小川が示す人物は首都圏の学生Bさんであり、大坂さんとは身長も体格も似ても似つかない別人です。この事実を突きつけられた小川は、当初は「写真から身長を特定したので、計算を誤ったかもしれない」と言っていました。ところが今回の反論では、「再計算したが、身長が大坂と一致する」と強弁したばかりか、大坂であると識別した根拠の一つに「黒ぶち眼鏡」を挙げてきました。小川よ、大坂さんが黒ぶち眼鏡をかけていたという事実も供述も証言も存在しない。何を根拠に「黒ぶち眼鏡をかけているから大坂だ」と言うのか！「写真鑑定」以前の問題だ。

小川が吹聴するデマは、あまりにお粗末です。ところが緑風出版は、この小川と一体で救援会が指摘した47項目の具体的な虚偽記載（本書の主張の根幹にかかわる間違い）を開き直り、謝罪と絶版の要求を拒否しました。

でっち上げに加担し弁護団を誹謗中傷

8月31日付の同社代表取締役高須次郎と小川進の連名文書では、裁判資料を基に間違いをただした弁護団まで誹謗中傷しました。中国侵略戦争が始まる中、渋谷暴動闘争のような内乱・革命を目指した闘いを憎み、国家権力にさらなる弾圧を求める自称「リベラル」勢力の腐敗した姿がここにあります。

獄中の大坂正明さんに謝れ！救援会は、あくまで謝罪と絶版を求めます。でっち上げに加担する小川進と緑風出版・高須次郎を絶対に許さない！

※救援会は10月30日付で緑風出版と小川進への弾劾文を発しました。6月18日の申入書、「47項目の虚偽記載」一覧、西村弁護士の抗議文と合わせ、全文をホームページに掲載します。

絵画展

村の美術館で絵画展

高知　小西文江

10月10日、高知県日高村の「村の美術館」で星野文昭絵画展を開催しました。村の美術館は高知市内から車で50分位、こじんまりしたとても雰囲気の良い会場でした。隣接するレストランやカフェに来られた方々に案内チラシを配布したところ、昼食を終えて気軽に見に来て下さいました。その中で、文昭さんの絵と暁子さんの詩をじっくりと鑑賞されていた方々のことが、印象に残っています。

一人でも多くの方々に来て頂きたいとの思いを込めて、友人、知人に案内をしました。1日だけの開催でしたが、晴天にも恵まれ64名の来場者がありました。絵画展の後、総会も行いました。大坂正明さんの控訴審報告を聞いて、「大坂さんは無実！直ちに解放を」の署名に取り組み、大坂さんの即時解放を求めていくことをあらためて確認しました。

今回も徳島のメンバーが応援に来て下さいました。心強い限りです。星野さんの優しい絵にぴったりの会場で絵画展を開催できて本当に感謝しています。

世界中に苦しみ、悲しみ、嘆きが拡がり続けています。戦争、紛争に巻き込まれているのは一般市民です。閉塞感に満ち、他者を排除する社会ではなく、今こそ星野さんが求めた「人間が人間らしく生きられる社会」になるために、一人一人が力を合わせていきたいと思います。

インフォメーション

■米日の中国侵略戦争阻止！改憲粉砕！高市たおせ　11・12 国会闘争
11 月 12 日（木）午前 10 時 30 分　衆議院第２議員会館前
主催　改憲・戦争阻止！大行進 東京

■結審弾劾　大坂さん奪還　東京高裁前街宣
11 月 12 日（木）正午～午後１時　東京高裁前

■中国侵略戦争阻止！大坂さん奪還　渋谷街宣
11 月 14 日（土）正午～午後１時
ＪＲ渋谷駅ハチ公口駅前広場（雨天時、宮益坂口に移動）

■中国侵略戦争阻止！高市打倒　中野街宣＆デモ
11 月 14 日（土）午後２時　中野駅北口で街宣
午後３時 30 分　反戦デモ
主催　改憲・戦争阻止！大行進 東京

■中国侵略戦争阻止！改憲粉砕、高市打倒！全国集会＆首相官邸デモ
11 月 22 日（日）午後１時
芝公園 23 号地（都営三田線御成門駅徒歩７分）
午後２時 45 分　デモ出発
主催　改憲・戦争阻止！大行進

■結審弾劾　大坂さん奪還　東京高裁包囲デモ＆申し入れ行動
11 月 26 日（木）正午　日比谷公園霞門集合～高裁包囲デモ
午後１時　東京高裁前街宣
午後２時　東京高裁申し入れ行動

■不当な処遇許すな　東京拘置所抗議・申し入れ行動
12 月　３日（木）午前 10 時　東京拘置所正門
（東武伊勢崎線小菅駅下車徒歩３分／小菅万葉公園集合）

■結審弾劾　東京高裁前街宣
12 月　３日（木）正午～午後１時　東京高裁前

■結審弾劾　東京高裁前街宣
12 月 10 日（木）午前 11 時 30 分～午後１時　東京高裁前

■大坂さん奪還　判決公判へ　東京高裁前連続街宣
12 月 14 日（月）～ 18 日（金）
午前 11 時 30 分～午後１時　東京高裁前

■大坂裁判控訴審　第２回公判　大行動
12 月 21 日（月）正午　日比谷公園霞門集合　高裁包囲デモ
午後１時　判決突入集会（東京高裁前）
午後２時 30 分　傍聴闘争　東京高裁 429 号法廷
※裁判終了後、報告集会を予定しています

星野・大坂カレンダー 2027

頒価 1200 円（５冊以上 1000 円／送料別）

パレスチナで、イランで、子どもたちが殺されていく。世界戦争はもう始まっている。その一方でフランスの高校生が立ち上がったのを契機に、またたく間に暴動は全土に広がった。中国侵略戦争を民衆の実力決起に転化する以外、私たちの生きる術はない。　**星野暁子**

「シリア、悲しみを未来を開く力に」
絵　星野文昭　2016年制作

大坂正明さん絶対奪還へ 裁判費用３００万円 カンパを訴えます

アメリカ帝国主義は世界の盟主として君臨してきた地位からずり落ち、「アメリカを再び偉大に」と叫んで中国侵略戦争を開始しています。それは沖縄をはじめ日本全土を戦場とするものです。渋谷暴動闘争から55年、大坂正明さんは「全基地撤去＝沖縄奪還、安保粉砕・日帝打倒」を貫き、今秋安保３文書改定をもって中国侵略戦争に突き進む高市政権と正面から対決して闘っています。控訴審結審という治安弾圧攻撃と対決し、大坂さんをとり戻そう。中国侵略戦争を止めよう。

大坂裁判はまだまだ続きます。大坂さんをとり戻す、もっと大きな闘いを作り出そう。引き続き裁判費用としての 300 万円カンパにご協力をお願いします。

郵便振替口座：００１４０－７－６３５８５８
口座名：星野・大坂全国救援会
〒 105-0004　東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル４階
ＴＥＬ　03-3591-8224　ＦＡＸ　03-3591-8226
Email : hoshinoosaka@ymail.ne.jp

大坂正明さん解放署名
10 月 29 日現在　**１１３４２筆**
反動高裁を打倒し大坂奪還へ！判決まで更に集めよう